

新型コロナウイルス対応
作業責任者証有効期限の特例措置について

日頃は協力会活動にご理解・ご協力いただき、ありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言発令中に伴い、全豊田安全衛生研究会では、昨年同様、作業責任者証の有効期限について一定期間に限り、特例措置が取られることになりました。

つきましては、会員各社の皆さまには主旨をご理解いただき、ご対応いただきますようお願いいたします。

(この特例措置は各社で実施される教育の中止要請ではありません)

【お願い事項】

1. トヨタ様の「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言発令中に伴い作業責任者証の有効期限切れに対する特例措置について(延長)」を会員各社内および各社協力会社関係者に周知してください。

【概要】

- ①対象者 : 有効期限が **2021年1月8日以降**の作業責任者資格をお持ちの方
- ②対象範囲 : トヨタ自動車(株)構内 (全豊田安全衛生研究会 会員会社構内も同様)
- ③内容 : 有効期限が切れた作業責任者証を暫定対応として「有効」とする
- ④期間 : **2021年5月31日まで**
- ⑤対応事項 : **特例措置期間内に資格更新に必要な教育を受講**してください。

※特例措置期間終了後は通常運用に戻りますので特例措置期間内に必要な教育を受講すること

2. 特例措置に伴う資格証申請について

自社(認定講師)で対象者に更新教育を実施した場合の資格証発行は、通常処理に比べ時間がかかります。特に特例措置期間終了間際は大変混みあいますので、余裕を持って申請してください。

3. 適用開始時期

2021年2月17日より

以上

永見

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言発令中に伴い 作業責任者証の有効期限切れに対する特例措置について(延長)

日頃より、トヨタ構内工事安全の推進にご尽力ご協力いただき、ありがとうございます。
さて、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言発令中に伴い、作業責任者証の有効期限に
ついて、特例措置として下記のように**延長対応**いたしますので、よろしくお願いいたします。

1.特例措置の経緯

- 1-1、**緊急事態宣言発令(2020/4/7~2020/5/25)**に伴い、
→有効期限が2020年3月1日以降の作業責任者は、**2020年5月31日迄有効**とした。
→ 同上 **2020年8月31日迄有効**とした。

2.特例措置の理由(既説明と同内容)

作業責任者の資格は、5年毎の更新教育が義務付けられています。
しかし、新型コロナウイルスの感染予防対応として、多人数が集まる教育が自粛され作業責任者証の
更新教育が受講できず、資格更新できない事態が想定されております。
〔 各社で数名での教育は実施されますが、数十名単位の教育は中止され 〕
〔 必要人数の受講ができない事態が発生する可能性あり。 〕

3.今回の特例措置の概要

緊急事態宣言発令(2021/1/8~2021/3/7)に伴い、**作業責任者証の有効期限**を以下のように**読替える**。

- ①対象者 : 有効期限が**2021年1月8日以降**の**作業責任者証の資格を所有**している方
②対象範囲 : **トヨタ自動車の構内(全豊田も同様)**
③内 容 : 特例措置期間中、有効期限が切れた作業責任者証の資格を暫定対応として
「有効」とする。
④期 間 : 当面、**2021年5月31日まで**
⑤対応事項 : **特例措置期間内に資格更新に必要な教育を、受講ください。**
なお、**特例措置期間終了後は、通常の運用に戻す**。(有効期限切れの資格は無効)

4.お願い事項

(1)トヨタ自動車 各部署へのお願い

- ①計画部署へのお願い
・特例期間中、作業責任者の有効期限について暫定運用している事をご承知おきください。
②総務部へのお願い
・特例期間中の工事関係仕入先様の入門手続きの際、暫定運用している事をご承知おきください。

(2)トヨタ自動車安全衛生協力会へのお願い

- ・特例措置について、会員会社様への展開をお願いいたします。

問い合わせ:トヨタ自動車(株) 安全健康推進部

平野GM	850-3167-1612	satoko_hirano@mail.toyota.co.jp
浅野主幹	850-3165-6499	asano@mail.toyota.co.jp
富永主任	850-3166-0352	toyokazu_tominaga@mail.toyota.co.jp

以 上